

大井町公共工事の前払金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大井町予算決算会計規則（平成12年大井町規則第11号）第75条の規定に基づき、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づいて登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事に要する経費の前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前払金)

第2条 町長は、前条に規定する公共工事のうち、契約金額が1件500万円以上のものに限り、必要と認めるものについては、当該契約金額の3割（土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項及び第4項において同じ。）については4割）を超えない範囲内において請負人に前金払をすることができる。

2 前項に規定する公共工事のうち、継続費又は債務負担行為に係るもの（各年度の年割額又は負担額が1件500万円以上のものに限る。）の前金払については、各年度の年割額又は負担額に相当する額の3割（土木建築に関する工事については4割）を超えない範囲内において、これを行うことができる。

3 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、契約を締結した会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払をすることができる。

4 町長は、前金払をした工事（土木建築に関する工事に限る。）であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、既にした前金払に追加して、当該工事の請負人に対して、当該契約金額（継続費又は債務負担行為に係るものにあつては、各年度の年割額又は負担額に相当する額）の2割を超えない範囲内で中間前金払をすることができる。

(前金払の申請手続)

第3条 請負人は、前条第1項に規定する前金払を受けようとするときは、契約締結の日から14日以内に大井町公共工事前金払申請書（第1号様式）に保証事業会社の保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

2 請負人は、前条第4項に規定する中間前金払を受けようとするときは、保証事業会社の保証書の発行日後14日以内に大井町公共工事中間前金払申請書（第1号様式の2）に保証事業会社の保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項又は前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して、その適否を決定し、第1項の規定による申請にあつては大井町公共工事前金払決定通知書（第2号様式）、前項の規定による申請にあつては大井町公共工事中間前金払決定通知書（第2号様式の2）によって申請者に通知する。

（前払金の変更）

第4条 町長は、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）をした後に設計変更その他の理由により契約変更を必要とする場合において、変更契約金額が当初の契約金額の2割以上増減したときは、その増減した額について、既に支払った前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の比率により計算した額を追加払いし、又は還付させることができる。

2 前項の場合において、変更後の契約金額が第2条に規定する額に満たないものとなったときは、町長は、既に支払った前払金から当初の契約金額と変更後の契約金額との差額に当初の契約金額に対する前払金の比率を乗じて得た額を返還させるものとし、その残額については、第2条の規定にかかわらず、これを前払いしたものとみなす。

（前払金の返還）

第5条 町長は、請負人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前払金の全部を返還させる。

- （1）前払金の全部を当該請負工事以外の目的に使用したとき。
- （2）契約に基づく義務を履行しないとき。
- （3）保証事業会社との保証契約を解除したとき。
- （4）請負契約を解除したとき。

2 町長は、前払金を返還させようとするときは、公共工事前払金返還請求書（第3号様式）を請負人に交付する。

（既成部分の内払）

第6条 前金払をした工事について、既成部分の内払をするときは、その都度内払金額から前払金額に工事の出来高歩合を乗じて得た額を控除しなければならない。この計算方法は、次により算定するものとする。

$$\left(\text{出来高金額} \times \frac{9}{10} \right) - \left(\text{前払金額} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{契約金額}} \right)$$

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年2月1日告示第1号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日告示第20号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月7日告示第33号）

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年8月12日告示第43号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。